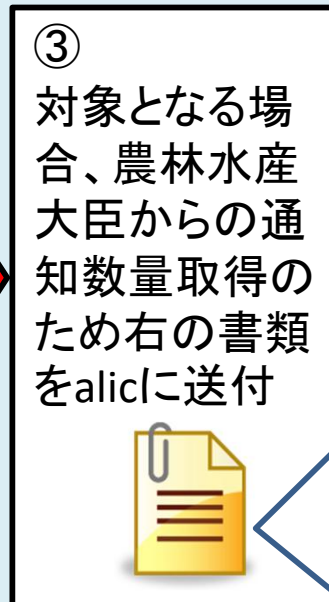
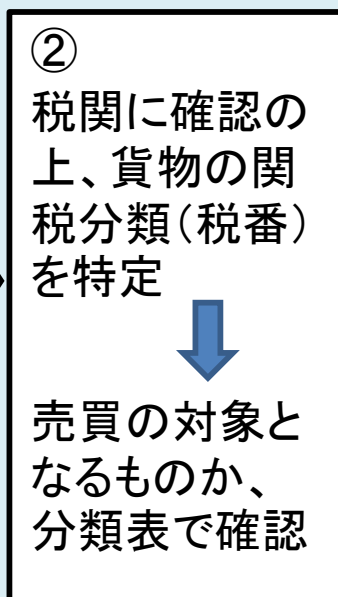


初めて砂糖を輸入される場合 (STEP1)

農林水産大臣へ、通知数量取得のための申請を行います。(手続きはalicが行います)

輸入者等



- ア 売渡し申込みについて
- イ 輸入者の概要(会社概要等)
- ウ 貨物が保税地域に搬入されたことを証する以下の書類のうちのいずれか
 - ・ 貨物情報照会(写し)
 - ・ 蔵置貨物に関する証明(税関が証明したもの)
 - ・ 保税台帳(写し)
- エ ネット重量が確認できる書類
 - ・ 食品等輸入届出書控、Packing List等
- オ 仕入価格が確認できる書類
 - ・ インボイス等
- カ 運賃が確認できる書類
 - ・ 船荷証券(B/L)、Sea way Bill、Air Way Bill、Arrival Notice等
- キ 保険料の分かる書類
 - ・ 包括保険扱い申請書等
- ク 砂糖の詳細が分かる書類
 - ・ 商品説明書(成分表、製造工程表)

提出

